主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小林健治の上告趣意第一点について。

所論の点については、当裁判所の判例(昭和四二年(あ)第二〇七号同年六月九日第二小法廷判決・裁判集刑事一六三号五一一頁)が存していたのであるから、所論引用の判例(東京高裁昭和四六年(う)第五三〇号同年七月五日判決・高裁刑集二四巻三号四四一頁)は、刑訴法四〇五条三号の判例にあたらず、判例違反の主張は、不適法である。

なお、無免許運転と酒酔い運転の各罪は、観念的競合の関係にあるものと解するのが相当であるから(当裁判所大法廷昭和四六年(あ)第一五九〇号同四九年五月二九日判決参照)、原判決は、法令に違反しているものというべきであるが、本件事案のもとにおいては、これを破棄しなくても、著しく正義に反するものとは認められない。

同第二点について。

所論は、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四九年六月二〇日

最高裁判所第三小法廷

己	正	辻	高	裁判長裁判官
郷	小	根	関	裁判官
_	武	野	天	裁判官
勝	吉	本	坂	裁判官

## 裁判官 江 里 口 清 雄